

# 大船渡港港湾脱炭素化推進協議会設置規約

## (趣旨)

第1条 大船渡港において、「カーボンニュートラルポート (CNP)」を形成することで、脱炭素社会の実現に貢献するため、港湾法第50条の3第1項に基づく「大船渡港港湾脱炭素化推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、「大船渡港港湾脱炭素化推進計画」の策定および大船渡港の脱炭素化推進に必要な検討を行う。

## (構成)

- 第2条 協議会は、別表に掲げる構成員、オブザーバーおよび事務局（以下「構成員等」という）をもって構成する。
- 2 構成員の追加等は、事務局が決定する。
  - 3 協議会は、必要に応じて構成員等以外の者の出席を求めることができる。

## (会長)

- 第3条 協議会に会長を置き、岩手県国土整備部港湾空港課総括課長をもって充てる。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
  - 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員等がその職務を代理する。

## (運営)

- 第4条 協議会の運営は、以下各号によるものとする。
- (1) 協議会は、構成員等の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。
  - (2) 議事次第は、会議終了後に公開する。
  - (3) 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
  - (4) 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。
  - (5) 協議会の招集が困難である場合等にあっては、書面等により協議を行うこととする。
  - (6) 協議会は構成員の半数以上の出席をもって成立する。

## (事務局)

第5条 協議会の事務局は、岩手県国土整備部港湾空港課および岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに置く。

## (守秘義務)

第6条 協議会の構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定める。

## 附 則

- この規約は、令和6年3月21日から施行する。  
この規約は、令和6年6月6日から施行する。  
この規約は、令和6年7月19日から施行する。  
この規約は、令和6年10月4日から施行する。

別表

大船渡港港湾脱炭素化推進協議会 構成員等

(構成員)

番号	組織名
	(港湾地域企業)
1	太平洋セメント株式会社大船渡工場
2	大船渡発電株式会社
3	東北汽船港運株式会社
4	東海運株式会社海運事業部運航業務部大船渡営業所
	(関係団体)
5	大船渡国際港湾ターミナル協同組合
6	公益社団法人岩手県トラック協会 大船渡支部
7	大船渡商工会議所
	(関係行政機関)
8	岩手県環境生活部環境生活企画室
9	岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室
10	大船渡市商工港湾部

(オブザーバー)

1 1	東北地方整備局釜石港湾事務所
1 2	海上保安庁第二管区海上保安本部 釜石海上保安部
1 3	大船渡市漁業協同組合

(事務局)

1 4	岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
1 5	岩手県県土整備部港湾空港課